

知っておきたい「キャッシュレス決済」

現金を使わない新しい支払い方法である「キャッシュレス決済」。消費税増税にあわせてキャッシュレス・消費者還元事業が実施されていることもあり、利用する人が増加してきています。新しいサービスが次々と登場していますが、実際に利用する際に知っておきたい特長や注意点について確認しておきましょう。

クレジットカード 決済方法

カード会社に代金の立替払いをしてもらい、後日請求された金額を支払います。

注意点

- カード情報の漏洩事故や第三者による不正使用のリスクがあるため、普段使わないカードは解約しましょう。
- 毎月の利用明細は必ず確認しましょう。
- 支払い(引落し)が遅れるとカードが使用できなくなることがあります。

コード決済 決済方法

スマートフォンにアプリをインストールし、クレジットカード・電子マネー・銀行口座などを登録して使います。支払いはスマートフォンでQRコードやバーコードを読み取る方法と、表示させたコードを店頭で読み取ってもらう方法などがあります。

注意点

- 手続や管理の面でスマートフォンの操作が必須なので、ある程度の知識が必要になります。

デビットカード 決済方法

支払に使用すると、銀行口座の残高から即時に代金が引き落とされます。

注意点

- 口座残高をこえる取引はできません。

電子マネー 決済方法

お金をポイントのようなかたちで記録保存し、端末にタッチするなどして支払いを行います。カードやスマートフォン、携帯電話などで使えるタイプがあります。

注意点

- チャージ(先払い)した電子マネーは払い戻しできません。
- 電子マネーは無記名のため、チャージしたカードを紛失したりした場合に残高は戻りません。

キャリア決済 決済方法

スマートフォンの通信料金と合算するかたちで、インターネットなどでの各種支払いを行います。

注意点

- 利用登録をすれば簡単に利用できるため「子どもにスマートフォンを貸したらゲームなどで多額のお金を使っていた」といったトラブルも起きています。

スマートフォン決済を利用する場合の注意点

スマートフォンが通信機器としてだけでなく決済機能を持つことになります。利用する支払い方法の管理や盗難・紛失などのセキュリティ対策には一層の注意が必要になります。

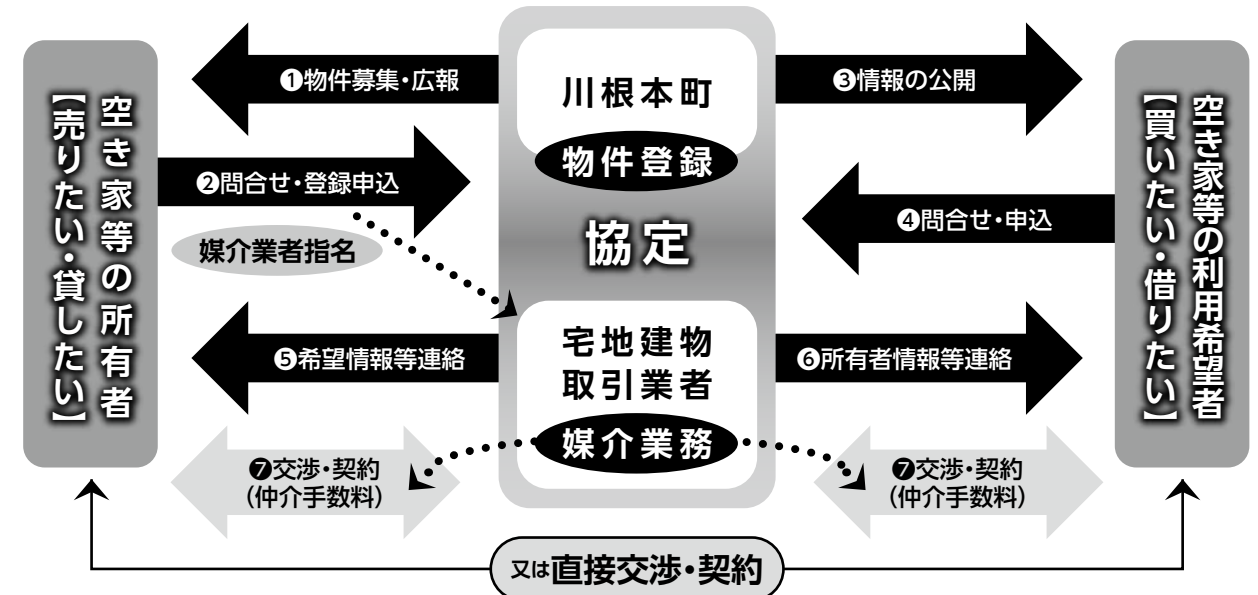
くらし環境課 生活環境室 ☎(56)2236

空き家バンクをご利用下さい

町内の空き家等の有効活用を通じて、移住・定住人口の拡大による地域の活力維持・増進を図るため、『川根本町空き家情報登録制度「空き家バンク」』を実施しています。

◆ 空き家バンクとは ◆

空き家バンクとは、町内にある空き家物件の売却・賃貸等を希望する所有者から物件情報を登録していただき、町内外からの移住等希望者に空き家情報の提供を行う制度です。



◆ 空き家情報の公開方法 ◆

町ホームページ内の「空き家バンク」及び静岡県公式移住・定住情報サイトにて情報公開し、広く購入・賃貸希望者を募ります。

◆ 注意事項 ◆

1. 所有権(登記)の整理が行われていない場合や現地調査の段階で修繕しても居住が不可能な物件等は登録できません。また、登録物件の全てが売買(賃貸)できるとは限りませんのでご了承ください。
2. 町では、情報の紹介や必要な連絡調整は行いますが、物件の売買・賃貸等の契約については協定のある宅地建物取引業者を推薦します。なお、媒介を依頼する場合には法定の媒介手数料が必要になります。

◆ 空き家物件の登録方法 ◆

「空き家バンク登録申込書」を役場企画課へ提出ください(様式は町ホームページで「空き家バンク」と検索してください)。

◆ 協定を締結している事業者 ◆

指定宅建業者名	(株)富田工務店	(株)ワタナベ不動産
住所	上長尾856-7	元藤川333-1
電話	0547(56)0248	0547(57)2104
FAX	0547(56)0341	0547(57)1868
免許番号	静岡県知事(1)第13957号	静岡県知事(1)第13916号

● 空き家バンク登録物件清掃費補助金もご利用下さい ●

空き家バンク物件登録において残置する家財道具の処分及び住宅の清掃を行った所有者等に対し、補助金を交付します。

◆ 補助対象 ◆

- 使用されず残存された状態の家具、電化製品、食器その他の家財道具の処分
- 住宅内の清掃、住宅の敷地内での除草など居住していく上で支障となるものの撤去

◆ 補助金の額 ◆

1棟あたり補助対象経費の1/2以内で、限度額は20万円となります。

企画課 企画調整室 ☎(56)2221